

○長門市移住支援金交付要綱

(令和元年 7 月 19 日告示第 33 号)

改正 令和 2 年 3 月 1 日告示第 18 号 令和 3 年 4 月 1 日告示第 117 号
令和 3 年 8 月 20 日告示第 181 号 令和 4 年 5 月 17 日告示第 91 号
令和 5 年 3 月 22 日告示第 27 号 令和 6 年 3 月 1 日告示第 16 号
令和 6 年 4 月 1 日告示第 91 号 令和 6 年 10 月 15 日告示第 148 号
令和 7 年 4 月 1 日告示第 68 号 令和 8 年 3 月 25 日告示第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、山口県と共同して行う移住支援事業に係る支援金(以下「移住支援金」という。)の交付について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成 20 年長門市規則第 46 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(2) 東京 23 区

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 281 条第 1 項に規定する特別区の区域をいう。

(3) 転入

本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき住民登録することをいう。

(4) マッチングサイト

山口県が移住支援事業の対象とするマッチングサイトをいう。

(対象者要件)

第 3 条 移住支援金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、申請時において、次の第 1 号の要件を満たし、かつ第 2 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては第 6 号の要件をも満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる(ア)又は(イ)いずれかに該当すること。ただし、本条第4号の要件による場合は(ア)に該当すること。

(ア) 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

a 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

b 転入する直前までに、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(イ) 次に掲げる事項の全てに該当すること((ア) に該当する者を除く。)。ただし、本条第3号及び第5号の要件については、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

a 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

b 転入する直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

イ 移住先にかかる要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 長門市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、山口県知事及び長門市長が認める場合を除く。

(エ) その他山口県又は本市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山口県内に所在すること。

(イ) 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(エ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山口県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用計画に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金(デジタル実装型)又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

長門市移住コーディネーター設置要綱(平成30年長門市要綱第49号)に基づく移住コーディネーターによる面談を行い、農林水産業を営む者、又はその見込みのある者。

(5) 創業に関する要件

申請時において、1年以内にやまぐち創業補助金交付要綱に基づくやまぐち創業補助金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金は、単身世帯にあつては60万円とし、2人以上の世帯にあつては100万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。ただし、前条第1号ア(イ)の場合にあつては、各2分の1の額とする。

(移住支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の申請者は、申請書（別記様式第1号）、本人確認書類、第3条第2号の要件の場合は移住先の就業先の就業証明書（別記様式第2号）、同条第3号の要件の場合は就業証明書（別記様式第2号の2又は別記様式第2号の3）その他同条に定める要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(移住支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第7条 移住支援金の交付は、予算の範囲内で、前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)からの移住支援金交付請求書(別記様式第4号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(是正のための措置)

第8条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(移住支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、移住支援金返還請求書(別記様式第5号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

ア 偽り又は不正な手段により移住支援金の交付決定を受けたとき。

イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 申請のあった日から3年未満に市外へ転出(市外で1年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。)したとき。

エ 申請のあった日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

オ 第3条第5号に規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、山口県と長門市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 1 日告示第 18 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 2 年 2 月 29 日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例による。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日告示第 117 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 8 月 20 日告示第 181 号)

この告示は、令和 3 年 8 月 20 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 17 日告示第 91 号)

この告示は、令和 4 年 5 月 17 日から施行し、改正後の長門市移住支援金交付要綱の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 3 月 22 日告示第 27 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 1 日告示第 16 号)

この告示は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日告示第 91 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(ながと創生テレワーク移住支援金交付要綱の廃止)

- 2 ながと創生テレワーク移住支援金交付要綱(令和 5 年 4 月 1 日告示第 53 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 令和 6 年 3 月 31 日以前に長門市に転入した者については、なお、改正前の長門市移住支援金交付要綱又は廃止前のながと創生テレワーク移住支援金交付要綱の例による。

附 則(令和 6 年 10 月 15 日告示第 148 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 6 年 10 月 14 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日告示第 68 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 7 年 3 月 31 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月 25 日告示第 67 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号ウ、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号の 2 の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 8 年 3 月 31 日以前に転入した者については、なお従前の例による。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

移住支援金交付申請書

移住支援金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

就業証明書

[別紙参照]

別記様式第 2 号の 2(第 5 条関係)

就業証明書(テレワーク)

就業証明書(テレワーク)

[別紙参照]

別記様式第 2 号の 3(第 5 条関係)

就業証明書(テレワーク・個人事業主及びフリーランス)

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 6 条関係)

移住支援金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 7 条関係)

移住支援金交付請求書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

移住支援金返還請求書

[別紙参照]